



## 質問

管理委託契約の期間は、1年でなければならないのですか。



## 回答

契約期間について特段の定めはありません。当事者である管理組合とマンション管理業者が合意していれば、契約期間を複数年として締結することも可能です。

たとえば、契約期間を3年間とした場合、重要事項説明は次の更新時まで実施すれば問題ありません。ただし、管理事務報告書などは、管理組合の会計年度終了後、毎年作成し報告する義務はありますので、注意してください。

### 【参考事例】

[管理会社関係](#) → [管理委託契約の内容に関する事項](#) → [管理委託契約の解除・更新・締結](#)

管理委託契約で「自動更新」ができなくなった時期はいつですか、またその理由は何ですか？

(Q0182)

### <ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。  
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。